

（発行所）  
**全国港湾労働組合連合会**  
 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2  
 日港福会館1F  
 電話：03-3733-2561  
 FAX：03-3733-2627  
 発行人：玉田雅也  
 定価：30円（組合費を含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日）  
 第三種郵便物認可  
 2015年5月15日 第266号

# 全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN  
 (ZENKOKU-KOWAN)



E-Mail: nfduj@zenkoku-kowan.jp

## 5・3 憲法集会 平和といのちと人権を!



### 第12回 全国港湾労働セミナー

2015年6月3日(水) ~6月5日(金) 「シーパレスリゾート」

### 労働セミナーに参加しよう!

次世代の幹部育成を目的として、第二回全国港湾労働セミナーを、豊橋市「シーパレスリゾート」において、六月三日(水)午後から六月五日(金)午前中から司法・労働組合を考慮して、一〇〇名規模で開催します。

内容として、①日本は後進国ではない、②日航不当解雇事件、③港湾行政の描く、今後の港湾像、④全労済の取り組み、⑤産別の仕組みについて、⑥ITFの運動とITFの運動と、⑦六講座とレクリエーション(ボウリング)を計画しています。

現在は、書記局連絡会議と教宣委員会が実行委員として有意義な三日間となるよう、準備を進めています。各単組・地区港湾の組合員の皆様、ふるって参加をお願いします。

晴れたった青空の下、五月三日、横浜みなとみらい地区・臨港パークは、人々の波で埋まった。平和といのちと人権を! 五・三憲法集会が、三万人以上の参集で開催された。

この行動に全国港湾からは、陸・海・空・港湾二〇労働者の行使容認による「海外で戦争をする国」へと大転換を図り、戦争法制と日米防衛ガイドラインの改定などを推し進めています。

昨年までは、超党派の市民団体や労働組合が参加する「五・三憲法集会」と、平和フォーラムが主催する集会的な別々に開催されてきたが、安倍政権の憲法九条改憲や集団的自衛権行使、原発再稼働、TPP、オスプレイの配備など、安倍政権への危機感の表れでもある。

安倍政権は今年度の第一八九通常国会において、日本国憲法の平和主義のもとでの「戦後七〇年」の歴史を根本から変質させる「戦争法制」を成立させようとしている。

いま私たちは歴史的な岐路に立っている。このように安倍首相の暴走にストップをかけるためにも、大きな世論をつくりだすことが求められている。

画しています。

現在は、書記局連絡会議と教宣委員会が実行委員として有意義な三日間となるよう、準備を進めています。各単組・地区港湾の組合員の皆様、ふるって参加をお願いします。

裁判所もこの『安全神話』を国民に流布してきた▼それでも福島原発の事故は起きてしまった▼安全基準をどんなに高くしても、それを超える想定外の事故は起こり得ると言うのが福島原発の教訓だったはずだが、福島での原発事故の教訓が生かされていない。どちらの地裁の判断が理にかなっているかは自明のことだ。

### シャモ樽

原発再稼働をめぐる二つの裁判所が正反対の決定を出した▼関西電力の高浜三、四号機について福井地裁は再稼働禁止の仮処分を出した。一方、鹿児島地裁は九州電力川内原発一、二号機の再稼働を容認した。二つの裁判所でのなせ判断が割れたかと言うと、二つとも争点は共通しているが、原発の安全対策として原子力規制委員会がつくった『新規規制基準』の妥当性がある。福井地裁は『基準に適合しても安全は確保されない』とした。一方で、鹿児島地裁はその逆の判断をし、『最新の調査・研究を踏まえている』とお墨付きを与えた▼政府も『新規規制基準は世界で一番厳しいレベル』として、原発再稼働は当然としている。しかし、この理屈は東日本大震災が起る前にも同様に行われていた。『日本の原発は安全性が高い。チェルノブイリのような事故は起こり得ない』と。政府や電力会社はもちろん、裁判所もこの『安全神話』を国民に流布してきた▼それでも福島原発の事故は起きてしまった▼安全基準をどんなに高くしても、それを超える想定外の事故は起こり得ると言うのが福島原発の教訓だったはずだが、福島での原発事故の教訓が生かされていない。どちらの地裁の判断が理にかなっているかは自明のことだ。